

授業料免除申請書類について

締切：平成 30 年 10 月 3 日（水）17:15 厳守

提出締切を過ぎた場合は、審査の対象になりません。

1 提出書類について

○：全員必須 △：該当者のみ

必要書類	一般学生	独立生計者
(様式 1) 授業料免除（徴収猶予）願	○	○
(様式 2) 家庭状況調査書	○	○
(様式 3) 収入状況申立書	○	—
(様式 4) 経済状況報告兼申立書	—	○
(様式 5) 手当等受給状況申立書	○	○
(様式 6) 大学院学生の学業優秀証明書	△ 大学院生のみ※ 1	
(様式 7) 留年又は修業年限超過理由書	△※ 2	△※ 2
世帯全員分の住民票 →p.2 3 参照	○	○
平成 29 年分の「所得・課税証明書」 →p.2 4 参照	○	○
申請時の所得に関する必要書類	○ ※→p.2 5 参照	
特別控除に関する必要書類	△ ※→p.4 6 参照	
結果通知用封筒（長形 3 号）（82 円切手貼付）	○※ 3	○※ 3

※ 1 経営管理研究科経営学修士コース（経営分析プログラム、経営管理プログラム）、商学研究科経営学修士コース、法科大学院、国際・公共政策大学院の学生は提出不要。

※ 2 留年者・修業年限超過者・残留者・仮進学者、または前学期までに休学・停学・残留したことのある者。

※ 3 封筒提出後に住所変更した場合は、必ず学生支援課へ報告してください。結果通知が届かない場合があります。また、封筒サイズが小さいと振込用紙が封入できませんので、サイズには気を付けてください。

2 独立生計者の提出書類について

独立生計者は、次の 1～3 全ての条件を満たす大学院生を指します。（私費外国人留学生は除く）

1. 所得税法上、父母等の扶養家族でない者
2. 父母等と別居している者
3. 本人又は配偶者に収入があり、その収入について所得申告がなされ、市区町村からの所得証明書が発行される者

別居見込みの者、親族から経済的支援を受けている者は、独立生計として認定しません。なお、独立生計であることを証明する書類として、下記のいずれか（平成 29 年分）を提出してください。

▼父母の所得証明書 ▼父母の源泉徴収票 ▼父母の確定申告書（第一表、第二表）

- ・扶養親族の記載がないものは認めません。
- ・申請者本人が結婚して、別世帯になっている場合は、提出不要です。
- ・昨年 4 月以降、独立生計になり、前年度の所得証明書等で扶養から外れたことが証明できなかった場合、（様式 12）家庭状況申立書の裏面自由記入欄に元扶養者の直筆で、その旨を申し立ててください。

なお、配偶者や子がいる場合は、上記書類以外に、▼世帯全員分の健康保険証の写も併せて提出してください。健康保険証未交付者については、その旨を（様式 12）家庭事情申立書の裏面自由記入欄に記入してください。

3 世帯全員の住民票について

- ・発行3か月以内の原本を提出してください。
- ・個人の住民票ではありません。住民票の下に「この写しは、世帯全員の住民票の原本と相違ないことを証明する」の文言が印字されていることを確認してください。
- ・個人番号（マイナンバー）は絶対に記載しないでください。記載されている場合は黒塗り等を施してください。

※別居・同一生計の家族が住民票を移している場合、その家族の住民票も別途提出してください。

（例）地方大学に通う兄は住民票が別である。→兄の住民票を追加で提出

※別居・別生計の家族が住民票を移していない場合、▼（様式12）家庭状況申立書の表面【居住・生計状況】に、当該家族が直筆で、その旨を記入してください。あるいは、本来の住所が記載されている▼公共料金の領収書の写、▼賃貸契約書の写等を提出してください。なお、別生計とは、独立生計の3条件（→p.2 **2**）を満たしていることを指します。

（例）社会人の姉は別居しているが住民票は残したままである。→姉の別居している証明書類を追加で提出

4 平成29年分の所得・課税証明書について

- ・乳幼児・就学者・別生計者を除く世帯全員分を提出してください。予備校生は就学者に含まれません。
- ・大学院生の申請者は、本人分も提出してください。
- ・発行3か月以内の原本が必要です。

重要

・市区町村役場には、「所得金額・所得控除・扶養控除・税額の内訳が記載された平成29年度の所得証明書（課税・非課税証明書）の発行」を依頼してください。

ついては、下記のような所得・課税証明書は認めません。

- × 金額や扶養親族欄が、***（アスタリスク）で目隠しされているもの
- × 家族全員の所得が1枚にまとめて証明されているもの
- × 課税・非課税のみ証明されているもの（金額が記載されていないもの）

- ・収入がない場合は、非課税証明書を提出してください。
- ・所得・課税証明書という名称は、市区町村によって異なる場合があります。
- ・海外在住のため、所得・課税証明書が発行されない場合、その旨を▼（様式12）家庭状況申立書の裏面自由記入欄に記入してください。

5 申請時の所得に関する証明書類

○会社員、パート、アルバイト等の給与収入がある者

▼平成29年分の源泉徴収票の写を提出してください。複数の勤務先がある場合は、全て必要です。すでに退職した勤務先のもの不要です。源泉徴収票が出ない場合、前年と状況が異なる場合は、下記いずれかを提出してください。

▽（様式8）貸金等支払証明書

▽直近3ヶ月分の給与明細の写

- ・「氏名」「支給月額」「支給年月」「勤務先名称」が記載されているか確認してください。
- ・ウェブ閲覧の給与明細の場合は、閲覧画面を印刷してください。

▽労働条件通知書（契約書）の写

- ・採用間もない場合で、様式8の発行が難しい場合は、こちらを提出してください。

○自営業やフリーランスの収入、不動産所得、配当所得、雑所得等がある者

▼平成29年分の確定申告書（第一表・第二表）の写

- ・マイナンバーが記載されている場合、黒塗り等を施してください。
- ・第一表、第二表どちらかに税務署の受領印もしくは税理士作成印のあるものを提出してください。
- ・電子申告を行った場合、申告書等送付表を添付するか、あるいは申告した税務署名と申告日が印字されているか確認してください
- ・分離課税（株式の配当所得等）の申告のある場合は、第三表も提出してください。

○年金（恩給・老齢・遺族・障害等）受給している者

受給している全ての年金について、いずれかを提出してください。（平成 29 年分あるいは最新のもの）

- ▼年金源泉徴収票 ▼年金支払証明書の写 ▼年金額確定通知書の写 ▼年金額振込通知書の写

○申請前 1 年以内に退職した者

下記いずれかを提出してください。

- ▼退職金支給額証明書 ▼退職所得源泉徴収票の写

- ・現在、職業安定所で雇用保険・失業給付手続き中の者は、雇用保険受給資格者証の写も併せて提出してください。

○申請後 6 ヶ月以内に退職予定の者

下記いずれかを提出してください。

- ▼退職予定証明書 ▼退職後の収入（退職金等）見込証明書（発行元：勤務先）

- ・「氏名」「退職予定日」「退職金の有無」「退職金見込額」「所属長の署名又は公印」は表記してください。

○休職者

- ▼休職証明書（発行元：勤務先）

- ・「氏名」「休職期間」「休職中の給与支給の有無」「所属長の署名又は公印」は表記してください。
- ・休職中に給与が支給される場合、源泉徴収票等も併せて提出してください。
- ・休職中に給付金が支給される場合、短期給付金支給証明書の写、育児休業基本給付金支給決定通知書の写等も併せて提出してください。

○無職者

- ▼（様式 12）家庭事情申立書

- ・【無職無収入について】の欄に、家計支持者が記入してください。
- ・なお、無職無収入であっても、所得・課税証明書の提出は必要です。 →p.2 4 参照

○生活保護受給世帯

- ▼保護決定（変更）通知書の写等（受給額がわかるもの）

○児童扶養・育成手当受給世帯

- ▼受給関係通知書の写等（受給額が分かるもの）

○個人で申請している奨学金の受給者

- ▼受給証の写等（受給額が分かるもの）

- ・日本学生支援機構奨学金、その他大学を通じて申請した奨学金の場合、提出不要です。

○日本学術振興会特別研究員採用者

下記いずれかを提出してください。

- ▼採用決定通知書の写 ▼（2 年目以降の者）平成 29 年分の源泉徴収票の写

《 お願い 》

●個人番号（マイナンバー）の記載のない書類を用意してください。やむを得ず記載のある書類を提出する場合は黒塗り等を施してください。

●源泉徴収票や療養費の領収書等、サイズの小さな書類は、出来る限り A4 サイズでまとめてコピーして提出してください。

6 特別控除に関する必要書類

○就学者のいる世帯

公・私立学校生 → 学生証の写 在学証明書

国立学校生 → (様式6) 在学状況及び授業料免除状況証明書

- ・高校生・大学生・高等専門学校生・専修学校生は、上記該当書類のいずれかを提出してください。
- ・小・中学生は不要です。ただし、(様式2) 家庭状況調書の在学名は必ず記入してください。
- ・本学在籍者の場合は、学生証の写のみ提出してください。

○障害者(本人を含む)のいる世帯

障害者手帳(身体障害者手帳、療育手帳等)の写

○長期療養者のいる世帯

(様式10) 長期療養証明書

- ・あるいは、 最近6ヶ月以内の診断書と、療養費の領収書の写で以て代えることができます。領収書だけの提出では控除対象になりませんので、必ず最近6ヶ月以内の診断書を添付してください。
- ・高額医療費の還付金を受給している場合、 高額医療費還付金の通知書の写も併せて提出してください。

○要介護者のいる世帯

(様式11) 介護サービス証明書

- ・発行できない場合のみ、 介護保険被保険者証の写と、最近6ヶ月以内の自己負担分の領収書の写の提出を認めます。

○家計支持者が別居(単身赴任等)している世帯

住民票又は、単身赴任の辞令の写のいずれかと、 住居費と水道光熱費の領収書の写

- ・領収書の写は、赴任先等での最近6ヶ月以内のものを提出してください。

○火災・風水害・盗難等の被害があった世帯

下記いずれかを提出してください。

罹災証明書 被災額証明書 盗難届出証明書 (その他必要書類を求めることがあります)